

奈良県立畝傍高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに(学校の方針について)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、すべての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの共通認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめを見逃さない学校」づくりを目指す。

そのために、すべての教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、すべての生徒が安心して学校生活送ることができるとともに、明るく生き生きと活動できる環境づくりを行う。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはいつでもどこにおいても起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義 「いじめ防止対策推進法 第2条」

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの認識

○いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

すべての生徒の尊厳を守るため、人権教育を教育の大きな柱と位置付ける。

○いじめはいつでもどこにおいても起こり得るものである。

未然防止に努めていても、いじめは発生するものと考え、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。また、校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

○あらゆる事柄を「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。

けんかやふざけあいに見えるもののなかにもいじめがあると考え、積極的にいじめの発見に努める。

2 いじめ防止のための指導体制

(1) いじめの防止等のための組織 「いじめ防止対策推進法 第22条」

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織「いじめ問題対策委員会」を別に定める。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3 いじめの問題への取組（組織的対応・いじめの防止等の取組を別に定める。）

(1) 未然防止

いじめの問題においては、未然防止が最も重要であり、いじめを生まない土壌づくりが大切である。そのために、生徒一人一人に応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い互いに尊重する集団づくりに取り組む。また、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。遊戯的仮装のもとに行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から適切に関わりいじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒・保護者への支援とともに、関係機関と連携しながら加害生徒への指導とその保護者への助言を行う。

(4) 解消と再発防止

いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいるとともに、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを生徒本人及びその保護者に確認する。ただし「解消している」状態は、あくまでも1つの段階に過ぎず、いじめは再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒についても、日常的に注意深く観察することが必要である。

4 重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめの防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取する。また、いじめの防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。